

宮前区役所企画調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市における総合行政の推進に関する規則（平成18年規則第29号）第7条の規定に基づき、宮前区役所企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 企画調整会議は別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 企画調整会議の議長は区長をもって充てる。

3 議長は、調整事案の内容により、企画調整会議に関係職員を出席させることができる。

(開催)

第3条 企画調整会議は、区長が主宰し、随時開催するものとする。

(調整事案)

第4条 企画調整会議で調整する事案は、次のとおりとする。

(1) 自主事業の企画立案、協議及び事後評価

(2) 区における課題の協議及び調整

(3) 窓口サービス向上の企画立案、協議及び事後評価

(4) 市民要望、陳情、市長への手紙等の総合調整

(5) 各局から依頼される区に係る事業計画策定等の検討、協議及び調整

(6) 各局に依頼する区に係る事業の検討、協議及び調整

(7) その他区長が特に必要と認める事項

(幹事会)

第5条 企画調整会議の円滑な運営を図るため、調整事案の整理、各部署間の事前調整等を行う幹事会を置く。

2 幹事会は別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

(検討部会)

第6条 企画調整会議はその決定により、調整事案について必要に応じて検討又は調査等を行う検討部会を置くことができる。

(調整事案の提出)

第7条 企画調整会議に提出する事案があるときは、あらかじめ関係資料を区長に送付するものとする。

(庶務)

第8条 企画調整会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、企画調整会議の運営に関する事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月11日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

役 職 名
区長
副区長（まちづくり推進部長）
区民サービス部長
向丘出張所長
地域みまもり支援センター所長
地域みまもり支援センター副所長
地域みまもり支援センター担当部長
道路公園センター所長
総務課長
企画課長

別表第2（第5条関係）

役 職 名
総務課長
企画課長
地域振興課長
区民課長
地域ケア推進課長
道路公園センター管理課長
提出事案を所管する部署の課長
その他区長が命じる職員